介護予防支援費と介護予防ケアマネジメント費の違い く熊本県外所在の居宅介護支援事業所用>

担当している利用者が使っているサービスは、総合事業ですか?予防給付ですか?

総合事業:訪問型サービス(現行相当・緩和型・家事おたすけ隊)と通所型サービス(現行相当・緩和型・通所型サービ、AC(からだ元気教室))

予防給付:総合事業以外の介護保険サービス。



予防給付だけ利用している

総合事業と予防給付を両方利用している



介護予防ケアマネジメント費の請求 書と内訳書を作成し、サービス提供 月の翌月10日までに当センターに 提出してください。

- ※請求書は本業務専用様式を市ホームページからダウンロードしてください。
- ※すべて介護予防ケアマネジメントAです。



荒尾市で内容を審査し、請求書を提出した月の27日に請求書に記載された口座に本市から支払います。

※27日が土日祝日の場合は、直後の営業日。

介護予防支援費の請求書と内訳書を作成し、サービス提供月

の翌月10日までに当センターに提出してください。

- ※請求書は本業務専用様式を市ホームページからダウンロードしてください。
- ※10日が土日祝日の場合は、直前の営業日まで。

複数の利用者を支援していて、利用者ごとにサービスの種類が異なる場合は、「総合事業だけ利用している」利用者の分は介護予防ケアマネジメント費の請求書と内訳書を、「予防給付だけ利用している」・「総合事業と予防給付の両方を利用している」利用者の分は介護予防支援費の請求書と内訳書を作成・提出してください。

荒尾市地域包括支援センター 令和2年2月作成(令和3年5月一部修正)